

## 重要政策に関する評価について（主な論点）

平成 19 年 4 月  
総務省行政評価局

## I 経緯

- 総理より、閣議において内閣の重要政策に関する政策評価の徹底について発言（H17.8.11 臨時閣議）
- 政策評価法の規定に基づく、法施行 3 年経過後の見直しにより、「政策評価に関する基本方針」を改定（H17.12.16 閣議決定）し、内閣の重要政策に関する評価の徹底を明示
- 各府省は上記を踏まえ基本計画等を改正（H17 年度末頃）
- 行革推進法（H18 年法律第 47 号）においても、内閣の重要政策に係る政策評価の重点的かつ効率的な実施の推進を規定

## II 現状報告

- 施政方針演説、骨太方針等の閣議決定、各府省が定める重点政策を踏まえた評価を主として実績評価の中で実施。その上で、各府省は、政策の特性や評価のねらいに応じて、総合評価、事業評価を適宜組合せ（評価全体の約 44%は重要政策に係るもの）
- 評価書に各府省の所掌とする政策と重要政策の関係を明記し、掲げられた目標の達成状況を評価

## III 3/23 の政策評価分科会における質疑等のポイント

## 1 重要政策に関する評価の実施方法等

[評価の対象選定]

- 重要政策に関する評価の対象の選定に関して、特に重点的に評価を行っているものはあるか。
- 評価対象の選定はどのように行っているのか。
- どのような視点で重点評価課題を絞り込んでいるのか。
- 政策評価の重点化を行い、実績評価の対象政策を限定した場合、評価対象政策を所掌する担当課から「どうして当課だけが対象になるのか」といった不満が出ることはないのか。そうであれば、外部から「このテーマについて評価をすべき」といった方向性が示された方が、政策評価担当組織としてやりやすいといったこともあるのではないか。

[重要政策に関する評価の実施方法]

- 重要政策に関する評価はどのような方法・手法で実施されているか。

- 評価を網羅的に実施しており、実績評価と総合評価を数多く実施している。現場の評価担当者の負担もあると思うが、どのように説得しているのか。

#### [複数府省に係る政策]

- 重要政策の評価について、各府省が縦割りで断片的な評価を行っており、総合的な評価が欠如している。各府省の評価を再構成して、うまく考えていけないか。
- 複数府省にまたがる政策が評価対象となっている場合に、その政策全体の大目標の達成のために、実施している施策がどのくらい貢献しているかという視点での評価は行っているのか。

#### [評価が求められる課題]

- 政策評価制度は自己評価が原則なので、重要な政策や問題のある政策について、誰かが、この部分をチェックしてほしい、評価してほしいということを書いていく必要があるのではないか。
- 重要政策そのものについての政策評価は実施されているか。また、その評価結果を政策形成に反映しているか。
- 政策目標と施策目標との間にギャップが感じられる。施策目標に示されている数値で政策の効果を図ることができるのかと感じる。
- 政策評価が説明のためのツールとして使われている面はないか。
- 例えば、特定の〇〇政策の評価は行われているか。

## 2 重要政策に関する評価の活用方法等

#### [評価結果の活用]

- 評価書を政策決定の場に活用してもらう取組も必要であり、政策決定と評価の連携が重要である。
- 重要政策の推進のために戦略的に評価を実施し、活用したことがあるか。
- 内閣の重要政策について、見直しや新たな立案等の際に政策評価を活用するための工夫は行っているか。
- 施政方針演説や骨太の基本方針で掲げられた重要政策の評価結果の反映状況はどのようになっているか。また、省独自の重要政策の選定プロセスはどのようになっているのか。
- 政策の見直しに政策評価を活用することは難しいかもしれないが、例えば、代替案を検討したり、地域間で比較したり、政策評価を活用する方法はあるのではないか。
- 重要政策の見直しを行う際、政策評価の結果が十分活用されるよう工夫する必要があるのではないか。
- 政策評価担当組織として、政策評価と政策決定が有機的に結びついている

との考えを持っているか。政策評価の結果は、省議等の場で活用されているか。

[公表の工夫]

- 国民の関心の高い政策について、政策評価の結果を国民に分かりやすく公表するためにどのような工夫をしているか。
- 政策評価を導入したことで、何らかの成果があったかと思うが、そのことを国民にどのように公表しているか。

### 3 その他

[政策の目標設定]

- 重要政策の目標設定はどのようなかたちで行われているか。また、その際に、政策評価をどのような形で活用しているか。

[トップの関心]

- 大臣等によるトップダウンの指示によるものはあるのか。
- 政策評価担当組織として、政策評価と政策決定が有機的に結びついているとの考えを持っているか。政策評価の結果は、省議等の場で活用されているか。

[審議会等との関係]

- 審議会における議論で、過去の政策の評価結果を提供することはあるのか。
- 総合評価の評価結果と審議会で行われている政策の見直しの議論とはどのような関係か。

### IV 問題点と改善の方向性

- 国民の関心の高い問題を踏まえた評価
- 評価結果の政策への一層の反映（改善・見直しへの活用）（チェック→アクション）
- 政策の改善・見直し状況の国民への明示
- 大臣等の関与
- 審議会等における議論との関係